

令和3年3月17日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 磯 修 二  
(公印省略)

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業  
に係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしましたので、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業
- 2 事業目的 首都圏など大都市圏や東北以外において、本道と直行便のある地方空港を有する県を対象に、対象県の特性を踏まえつつ、各道県と連携しているメディア、旅行会社、航空会社、空港など多様な関係者の協力による取組や、地域イベントへの参加、各県の消費者と直接つながるためのSNS登録促進などにより、他県との相互送客を促進し本道への誘客を図る。
- 3 事業説明会について  
本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年3月23日（火）17：00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、令和3年3月25日（木）以降に速やかに送信する。

担当：誘客推進本部 国内誘客部  
担当 伴・山科  
電話：011-231-5881 / FAX：011-232-5064  
E-mail：h\_ban@visithkd.or.jp

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）  
他県連携相互送客促進事業 企画提案指示書

1. 委託事業名

国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業

2. 事業目的

首都圏など大都市圏や東北以外において、本道と直行便のある地方空港を有する県を対象に、対象県の特性を踏まえつつ、各道県と連携しているメディア、旅行会社、航空会社、空港など多様な関係者の協力による取組や、地域イベントへの参加、各県の消費者と直接つながるためのSNS登録促進などにより、他県との相互送客を促進し本道への誘客を図る。

3. 実施期間

令和3年4月～令和4年3月

4. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を満たしていること。
  - ① 民間企業又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体または他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

5. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

6. 委託業務及び見積依頼内容

- (1) 実施対象地域  
三大都市圏、東北以外の地方で、本道との直行便が就航している11県を対象とする。  
新潟、富山、石川、長野、静岡、茨城、広島、福岡、香川、熊本、沖縄
- (2) 業務内容  
ア 北海道観光情報交換会  
・実施対象地域で、メディア（新聞社、テレビ局、出版社、WEB媒体等）や旅行会社等を対象に北海道の観光情報を提供するため、情報交換会を実施することとし、メディア等の参加募集、会場の確保、備品の用意等を行うこと。  
なお、会場は定員30名以上とすること。

#### イ 地域メディアとの編集タイアップ

- ・北海道の観光コンテンツの露出促進を目的として、地域メディアを対象に当機構が募集する編集タイアップ（特集記事や番組）について、公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「当機構」という。）の指示により審査への補助作業、助成額の通知、契約、精算支払いを行うこと。
- ・タイアップは、各県3媒体程度、1媒体あたり50万円以内で合計30媒体程度を見込むこと。

#### ウ 旅行会社による旅行商品造成への助成

- ・道内向け商品の造成促進を目的として、旅行会社を対象に当機構が募集する商品造成支援について、当機構の指示により審査補助、助成額通知、契約、精算、支払いを行うこと。
- ・旅行会社と連携した実施対象県の空港発、北海道内の空港着の集客力のある旅行商品を造成する。
- ・販売手法についてはWEBや新聞広告、パンフレット（店舗販売含む）等とする。
- ・支援は、各県ごとに5社程度、1社あたり所要広告経費の1/2以内とし、上限300千円で合計50社程度を見込むこと。

#### エ SNS登録促進等のための現地プロモーション

- ・SNSを活用した観光情報の発信を推進する観点から、実施対象県での旅行博や地域イベントなどに出展し、SNSの登録促進のためのPRを行うとともに、併せて北海道の観光情報を発信する。
- ・現地プロモーションにおいては各ローカルメディアを使った告知を行うこと。（パブリシティ含む）

#### オ 地域搭乗キャンペーン

- ・実施対象県からの道内誘客促進の観点から、本道との間で航空機を利用し来道した観光客を対象としたプレゼントキャンペーン（LINE等を活用し応募受付。抽選により道産品等を贈呈）を4路線以上で実施すること。
- ・機構が実施する「旅行需要喚起事業（道外PR）」を始め他事業と連動させ、効果的に実施することとし、新型コロナウイルス感染拡大の影響による搭乗者の減少率や事業目的等も踏まえ、当機構と調整すること。

#### カ 地域旅行会社等セールスコール

- ・当機構による地域の旅行会社等へのセールスコールを支援するため、アポイントメントや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的支援を行うこと。

#### キ 空港等広告

- ・実施対象県からの道内誘客促進の観点から、より高い広告効果を発揮できる空港媒体を活用した広告宣伝を4ヶ所程度、各空港3ヶ月以上掲出すること。
- ・掲載場所の選定に当たっては、機構が実施する「旅行需要喚起事業（道外PR）」を始め他事業と連動させ、効果的に実施することとし、当機構と調整すること。

#### ク 県庁等との打ち合わせ支援

- ・相互送客を円滑に促進する観点から、道や当機構が県庁や観光協会等と行う打ち合わせのセットや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的な支援を行うこと。

#### ケ 北海道への教育旅行誘致のためのセールスコール

- ・本道と他県が相互の教育旅行誘致促進を図るためのセールスコールを支援すること。アポイントメントや打合せ資料・打合せ概要作成などの事務的支援を行うこと。なお、本道の教育旅行誘致施策や体験・学習メニューの内容等については、当機構と調整すること。

#### コ 県等による北海道で実施するプロモーション等への支援

- ・相互送客促進の観点から、県等が北海道で行おうとする各種プロモーションを円滑に行うことができるような支援を行うこと。（例：イベント会場、道内メディア、道内旅行会社等の紹介、イベントでの人的支援など）

※ア～ケの実施に係る費用負担については、当機構（北海道）が各県で実施する場合は原則機構、各県等が北海道で実施する場合は、人的支援を除き原則各県等の負担とする。

#### サ 各種データの収集

当機構の指示により、本事業により副次的に得られる各種データを収集し、提出すること。

#### シ 広告効果

- ・事業終了後、広告効果が分かるデータを提出すること。

#### ス 各種報告書の作成

- ・事業終了後、当機構が定める様式による完了報告書および任意の様式による実施報告書を作成すること。

- ・実施報告書には、「5. 委託業務および見積依頼内容」の各業務内容について下記の項目を最低限記載すること。

アは、北海道観光情報交換会への参加メディア・旅行会社数、同交換会によるメディアでの発信状況・旅行会社での商品化状況（アンケート等による把握）

イは、地域メディアとの編集タイアップにかかるタイアップ効果（広告換算等）

ウは、旅行商品の造成にかかる送客人数

エは、現地旅行博等の出展イベントにかかる来場者数、SNS新規登録数等

オは、地域搭乗キャンペーンへの応募件数、期間中の搭乗者数

カは、セールスコールによる訪問件数等

キは、空港の利用人数、掲出した成果物等（デザイン、現地画像等）

クは、実施した打ち合わせ概要の取りまとめ等

ケは、セールスコールやプロモーションを実施した概要や修学旅行で来道した学校数、人数、行程等

コは、実施した打ち合わせ概要の取りまとめ等

#### セ 成果物の提出

- ・成果物（WEB広告、機内誌、新聞広告、パンフレット等）3部、併せて電子データを提出すること。

### (3) 事業実施に当たっての留意事項

#### ア SNSの活用

- ・SNSを活用した効果的な誘客を図る観点から、当機構の指示により、当機構が別途委託する予定の「国内誘客促進強化事業（WEB・SNSプロモーション）」（令和3年3月15日公募開始）と密接に連携するとともに、同事業の効果的な推進のためのSNS等の登録促進を支援する。

#### イ 道外各県でのプロモーション

- ・当該県の特性を踏まえ工夫したプロモーションを実施することとし、企画提案書において具体的な差別化を明示すること。

※例：積雪がない県では、ウインタースポーツをテーマとしたプロモーション

海がない内陸の県では、海鮮をテーマとしたプロモーション

#### ウ 観光コンテンツ

事業の推進に当たっては、「写真」、「アウトドア体験（AT）」、「温泉」、「北海道・北東北縄文遺跡群」、「ウポポイ」、「世界自然遺産知床」に留意すること。

#### エ 道内地域との連携

- ・道外各県に対してアピールすることができるコンテンツを有する地域と連携したプロモーション（一県当たり1回程度、道内2地域各1名程度を各県に帯同いただく旅費を負担（一地域3万円以内））を実施すること。なお、連携する地域は当機構より指示する。

※例：積雪がない県でスノーリゾート地を有する地域との連携

オ 各県への訪問回数

- ・当機構の訪問に3回以内の帯同を予定しており、効率化の観点で一回につき複数の県を訪問することを想定している。

カ 事業費の精算

次の経費について、指定した金額の上限に達しない場合であっても、他の経費への充当は認めない。

- ・「（2）事業内容」中の「イ 地域メディアとの編集タイアップ」に係る経費として見込まれる16,500千円及び「ウ 旅行会社による旅行商品造成への助成」に係る経費として見込まれる16,500千円については、確定額をもって精算する。
- ・「（3）事業実施に当たっての留意事項」中の「ウ 道内地域との連携」に係る経費として見込まれる660千円については、確定額をもって精算する。

（4）新型コロナウイルス感染対策の遵守

事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

- ①誘客にあたり道内、道外の感染状況に応じ実施の判断を行なうこと。
- ②事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
- ③現地プロモーションに関しては、感染対策を取り入れたレイアウトを施工した上で企画・運営・管理を行うこと。
- ④製作物の制作に当たっては、当機構と調整の上、「北海道スタイル」を表記すること。

7. 事業説明会

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年3月23日（火）17：00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、3月25日（木）以降に速やかに送信する。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- （1）提出期限：令和3年3月23日（火）17:00（必着）
- （2）提出先：15のとおり
- （3）提出方法：電子メールで行うこと（様式は任意。メール本文で可）。
- （4）提出項目：会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先（電話番号・メールアドレス）※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報

9. 企画提案書の提出

- （1）提出期限：令和3年4月6日（火）12:00（必着）
- （2）提出場所：15のとおり
- （3）提出部数：企画提案書〔A4判〕7部、見積書7部  
※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り6部は無記名でお願いします。
- （4）提出方法：持参または郵送（配達記録・簡易書留・書留のいずれか）による。  
※郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受け付ける。

## 10. スケジュール

- (1) 審査会 4月12日(月) 予定
- (2) 結果通知 4月13日(火) 予定

## 11. 選定基準

### (1) 業務遂行能力

北海道観光の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

### (2) 企画提案の目的適合性

ア 指示内容が十分理解されてるか。

イ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

ウ 効果的な事業内容となっているか。

### (3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

### (4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 12. 予算上限額

49,800千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

本事業は当機構の理事会での令和3年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び予算上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

以上の場合には、当機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

## 13. 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品をはじめとする物品等の所有権は当機構に帰属するものとする。

## 14. 留意事項

- (1) 本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や契約金額を変更することがあり得る。
- (2) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。
- (3) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

## 15. その他

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先及び参加表明、企画提案書等の提出先  
〒060-0003  
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階  
公益社団法人北海道観光振興機構  
担当：誘客推進本部 国内誘客部 伴、山科  
TEL：011-231-5881 Email：h\_ban@visithkd.or.jp

# 参 加 表 明 書

期限 令和3年3月 日( )午後5時

Mail h\_ban@visithkd.or.jp

FAX 011-232-5064

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構

国内誘客部 伴、山科

「令和3年度 国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業」委託業務に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職：
	氏名：
連絡先	TEL
	FAX
	Email

令和3年度 国内誘客促進強化事業  
(道外プロモーション) 他県連携相互送客促進事業  
企画提案事業公示に係る個別相談

北海道観光振興機構 国内誘客部 担当 伴 宛

Mail : h\_ban@visithkd.or.jp FAX : 011-232-5064

会社名	
連絡先	
役職・氏名	
質問要旨	
その他	直接訪問される個別相談をご希望の場合は、スケジュールをお知らせください。時間の都合により調整させていただく場合がありますのでご理解願います。 令和3年 月 日 ( ) 時